

情報システム開発契約に関する留意点 —ベンダのプロジェクトマネジメントの内容、責任制限条項のあり方等—

本年7月8日最高裁は、海外製パッケージソフトを利用した金融の基幹システムの開発が失敗に終わった紛争の控訴審判決について上告棄却・不受理の決定*をしたことにより、ベンダに対し約42億円の損害賠償支払いを命じた高裁判決が確定しました。高裁判決では、議事録の証拠価値、フェーズに応じたプロジェクトマネジメント義務の内容、損害の範囲等の注目される論点について判断されています。本件のようなパッケージのカスタマイズを前提とする開発トラブルはシステム紛争の典型例の一つに挙げられており、それだけに本件から実務上の対策として多くの示唆が得られるものと考えられます。

また、情報セキュリティ対策の重要性が叫ばれる中、昨年、ウェブサイトによる商品受注システムを利用した顧客のクレジット情報の流出事故について、システムの設計、保守等の受託会社の債務不履行に基づく損害賠償責任が肯定された判決**が出されています。特にこのケースでは、システムの脆弱性が原因による情報漏洩に関し、ベンダの責任を制限する条項の解釈等について検討されており、実務上の対応策を考える上で大いに参考になると思われます。

本セミナーでは、自らも情報システムの導入企画のご経験をお持ちで情報システム取引契約に造詣の深い伊藤雅浩弁護士をお迎えし、上記二つの判決を中心に、システム開発において海外製パッケージの利用を前提とする場合の留意点及びシステム開発、運用・保守契約における責任制限条項の有効性について解説していただきます。

* 平成27年7月8日 スルガ銀行 v. 日本 IBM 損害賠償請求事件最高裁決定（26年（オ）201号／26年（受）261号）

**平成26年1月23日東京地裁判決（平成23年（ワ）32060号）

■開催日：**平成27年9月30日（水）13時30分～16時30分**

■場 所：日本消防会館 5階「大会議室」（東京都港区虎ノ門2-9-16）

電話 03-3503-1486、<http://www.nissho-jyouhou.jp/nissho-hall/accesmap.html>

■主 催：一般財団法人ソフトウェア情報センター

■講 師：弁護士 伊藤雅浩氏（弁護士法人内田・鮫島法律事務所）

■内 容：1. スルガ銀行 v. 日本 IBM 事件（東京高判平 25.7.24）を題材に

- ◆企画・提案段階におけるベンダのプロジェクトマネジメント義務
- ◆プロジェクト推進中におけるベンダのプロジェクトマネジメント義務
- ◆議事録に基づく事実認定
- ◆損害の額，損益相殺，過失相殺

2. クレジットカード情報漏えい事件（東京地判平 26.1.23）を題材に

- ◆セキュリティ対策の義務
- ◆重過失の意義と責任限定契約の解釈

※講師、内容、時間等、急遽変更される場合があります。

【講師紹介】

- 略歴：96年名古屋大学大学院工学研究科情報工学専攻博士前期課程修了。アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア株）にて、ERPパッケージソフト、サプライチェーンマネジメントシステムの導入企画、設計その他、開発業務に従事。2008年弁護士登録。主に、ソフトウェア、データベース、ゲームその他 IT 関連の特許、著作権、不正競争防止法を中心とする知的財産紛争処理、法律相談を担当。
- 著作：「システム開発紛争ハンドブック 発注から運用までの実務対応」（共著）2015（LexisNexis）
内田・鮫島法律事務所編「技術法務のススメ」（日本加除出版）
旬刊経理情報 2014年10月10日号「システム保守・運用契約の見直しと交渉のポイント」（中央経済社）
Law & Technology 2014年10月号「システム開発ベンダが負うべきプロジェクトマネジメント義務の内容」（民事法研究会）
Business Law Journal 2014年1月号「プロジェクト推進のポイントは変わるのか」
ほか

■定員：100名（定員になり次第締め切らせていただきます）

■料金：SOFTIC 賛助会員 6,480円（消費税込）

一般 9,720円（消費税込）

■問合せ／申込先：

一般財団法人 ソフトウェア情報センター 契約セミナー担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-4 東都ビル

電話 03-3437-3071, <http://www.softic.or.jp>, Fax 03-3437-3398、

電子メール 2015-1@softic.or.jp